

営農部よりお知らせ

大型特殊免許証資格取得助成金について

大型特殊免許証が必要な農耕車が増える中、無免許運転や農業機械事故防止を図るため、組合員が農業用に使用する大型特殊免許証取得の自動車教習所等にかかる費用の助成を、昨年に引き続き今年も行います。

詳しくは営農指導課までお問い合わせください。

※対象人数には上限があります。

【お問合せ】 営農指導課

TEL.0476(22)6717

近年、農耕車両の取り締まりが厳しくなっています。下記の1つでも超えるものを道路で運転する場合は、**大型特殊免許**が必要です。

○最高速度：15km/h

○全 幅：1.7m

○全 高：2.0m

(ヘッドガード等を含む場合は2.8m)

○全 長：4.7m

注：全幅1.7m超えを大型特殊**免許なし**で運転した場合、**無免許運転**となり、**免許取り消し(欠格期間2年～)**になります。